

ふじさわDV防止・被害者支援計画

平成25年度～平成32年度

配偶者や恋人・家族等からの暴力の防止及び
被害者支援のための基本計画

藤 沢 市
FUJISAWA CITY



藤 沢 市



目次

第1章 基本的な考え方	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画推進の視点	2
3. 定義及び考え方	2
4. 計画の位置づけ	3
5. 計画期間	3
6. 他の計画との関連	3
第2章 配偶者暴力被害等の現状	4
1. 暴力の被害経験	4
2. 相談状況	6
3. 暴力をなくすために必要なこと	9
第3章 施策の体系及び内容	11
1. 体系図	11
2. 施策の内容	12
重点目標Ⅰ 暴力を容認しない社会づくり	12
課題1 あらゆる暴力防止のための啓発活動	13
課題2 男女共同参画学習の推進	13
課題3 被害の早期発見の促進	14
重点目標Ⅱ 安心して相談できる体制づくり	15
課題1 相談機能の整備・充実	15
課題2 相談窓口の周知	15
課題3 相談時におけるプライバシーの保護と安全の確保	16
重点目標Ⅲ 安全が保証される保護体制づくり	16
課題1 一時保護に向けた支援	16
課題2 安全の確保	16
重点目標Ⅳ 自立支援体制づくり	17
課題1 被害者への自立支援	17
課題2 子どもへの支援	18
課題3 障がい者、高齢者への支援	18
課題4 外国人市民への支援	18
重点目標Ⅴ 推進体制の充実	19
課題1 他機関との連携強化	19
課題2 庁内における連携の強化	19
第4章 計画の推進体制	20
第5章 資料	22
1. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)	22
2. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(概要)	32
3. ふじさわ男女共同参画プラン2020体系図	37

第

1 基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

配偶者等からの暴力(Domestic Violence、以下「DV」という。)は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。しかしながら、多くの被害者が存在し、その多くは女性です。このことは、男女が平等で互いの尊厳を重んじ、対等な関係づくりを進める男女共同参画社会の形成を大きく阻害するものであり、解決しなければならない重要な課題です。

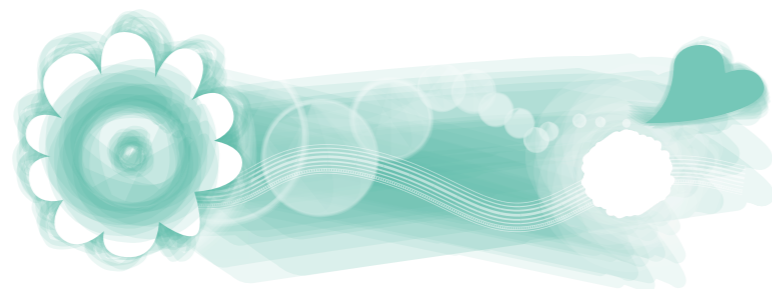
女性に対する暴力は、男女の経済力の格差や社会的地位の差などの社会構造も起因し、結果として暴力を受忍しなければならない環境におかれてしまう事例が多くみられることから、単なる個人的な問題として片付けるのではなく、社会全体でその根絶に取り組まなければなりません。

こうした中、2001年(平成13年)4月に、DVの防止と被害者の保護を図ることを目的として「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下、「DV防止法」という。)が制定されました。

その後、2004年(平成16年)には、都道府県に対して「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」の策定が義務づけられるなどの改正を経て、2007年(平成19年)には、市町村も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」を策定することが努力義務となりました。

また、翌年に示された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」において、市町村基本計画の策定にあたっては、DV被害者の立場に立った切れ目のない支援を行うこと、幅広い関係機関が様々な形で効果的に連携していくこと、被害者やその家族の生命身体の安全の確保を常に考慮することが必要であるとされました。

このような状況を踏まえ、藤沢市では、新たに「ふじさわDV防止・被害者支援計画」を策定し、市民に最も身近な行政機関として、DVの防止に取り組むとともに、配偶者に限らず親密なパートナー、親やきょうだいなど身近な者からのDV被害を受けた者に対する、きめ細かで切れ目のない支援を行います。



2 計画推進の視点

「ふじさわ男女共同参画プラン2020」では、男女が互いの性を尊重し、暴力を容認しない社会風土を醸成するため、重点目標として新規に「性の尊重とあらゆる暴力の根絶」を掲げ、次の取り組みを推進しています。

○暴力を容認しない社会風土を醸成するための啓発を強力に推進するため、市民、地域と行政が連携します。

本計画においても、上記取り組みを柱として、計画を推進します。

国が定める男女共同参画基本計画(第3次男女共同参画基本計画)においても、女性に対する暴力の認識は必ずしも向上しておらず、様々な形態による被害も依然として多いことから、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」が改めて強調されています。

また、インターネットや携帯電話の普及により女性に対する暴力は多様化してきており、このような課題に対しては、新たな視点から迅速かつ効果的に対応する必要があること、子ども、高齢者、障がい者、外国人等に対してもきめ細かく対応することが不可欠である旨が記載されています。

3 定義及び考え方

(1) DV防止法における定義

DV防止法では、法の基本となる「配偶者」や「配偶者からの暴力」を次のように定義しています。

「配偶者」

男性、女性を問わない。事実婚や元配偶者も含む。

「配偶者からの暴力」

身体的暴力だけでなく、精神的・性的暴力も含む。

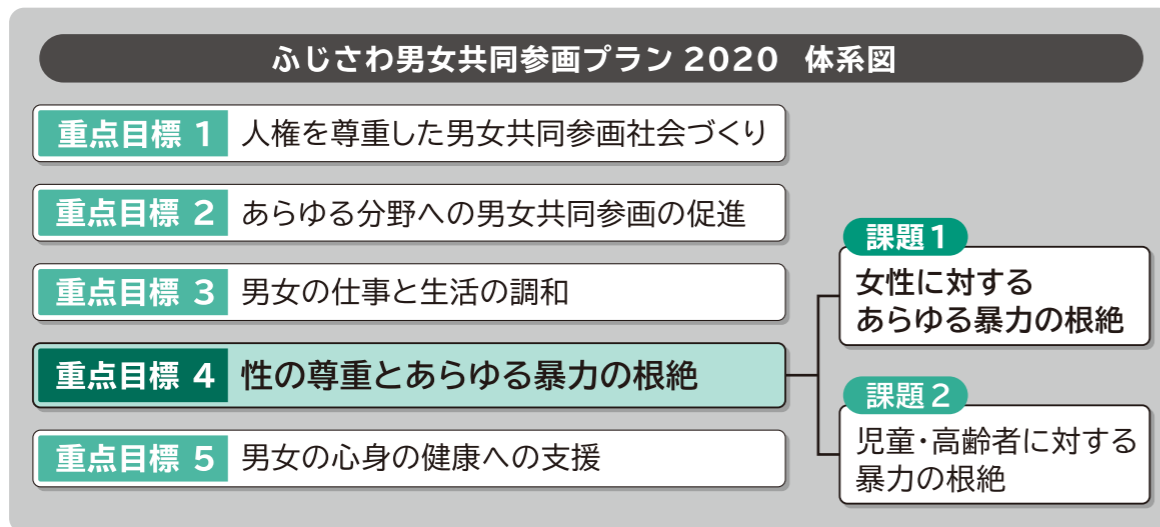
(2) 藤沢市の考え方

本計画では、DV防止法に規定される「配偶者」だけでなく、恋人や交際相手など配偶者以外の親密なパートナー、親やきょうだいなど身近な者も含むものとし、その者からの暴力は、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、社会的、性的等、あらゆる暴力を含めて「DV」とします。

4 計画の位置づけ

本計画は、「ふじさわ男女共同参画プラン2020」の重点目標4「性の尊重とあらゆる暴力の根絶」の課題1「女性に対するあらゆる暴力の根絶」に関する施策を体系的に位置づけるものとします。

また、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく市町村基本計画とします。



5 計画期間

計画期間は、2013年度(平成25年度)から2020年度(平成32年度)までの8年間とし、「ふじさわ男女共同参画プラン2020」と連動します。

ただし、社会情勢の変化、DV防止法の改正等により、新たに盛り込むべき事項が発生した場合には、必要に応じて見直すこととします。

6 他の計画との関連

本計画は、「かながわDV被害者支援プラン(平成21年度～平成25年度)」の内容を踏まえ、整合性を図った計画とします。

第

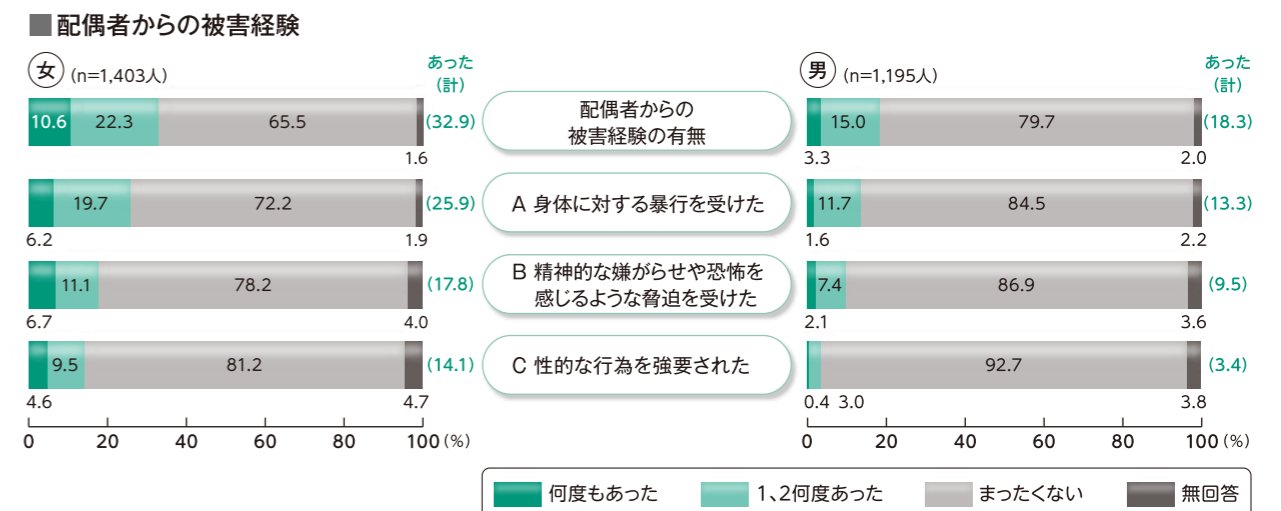
2 配偶者暴力被害等の現状

1 暴力の被害経験

(1) 配偶者からの暴力の被害経験(全国の状況)

内閣府が2011年度(平成23年度)に実施した「男女間における暴力に関する調査」によると、配偶者(事実婚や別居中の夫婦、元配偶者を含む)から、「殴る、蹴るなどの身体的暴行」、「精神的な嫌がらせや、自分もしくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた(心理的攻撃)」、「いやがっているのに性的な行為を強要された(性的強要)」のいずれかを受けたことがあるという人は、女性では32.9%、男性では18.3%となっています。

このことから、女性の約3人に1人が何らかの暴力を受けたことがあり、約10人に1人は何度も受けていることがわかります。



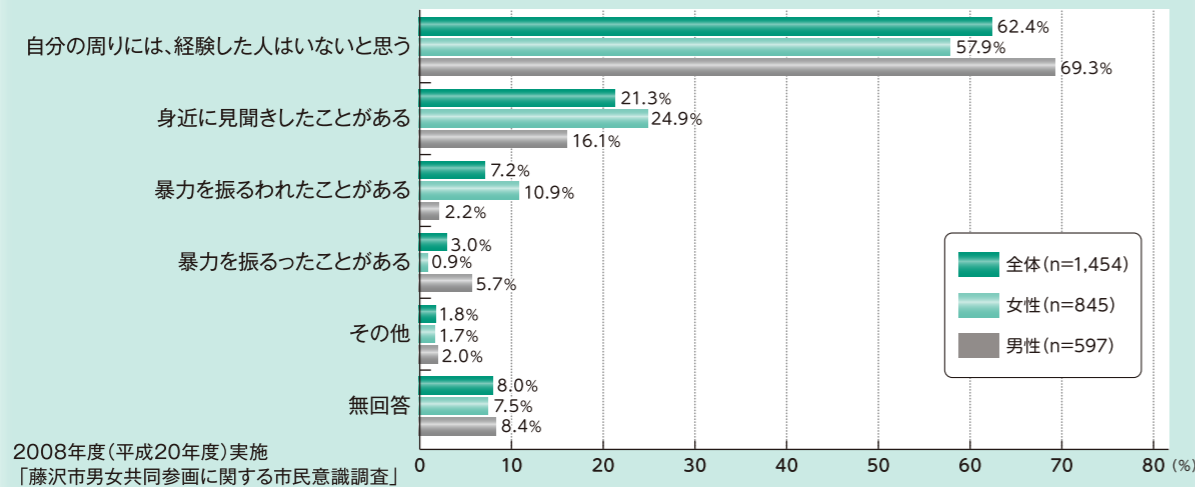
2011年度(平成23年度)実施 内閣府「男女間における暴力に関する調査」

(2) 暴力を振るわれたり、暴力を振るったり身近で見聞きしたことはあるか(藤沢市の状況)

2008年度(平成20年度)に実施した「藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査」で、「暴力を振るわれたり、暴力を振るったり、身近で見聞きしたことはあるか」を聞いたところ、最も多かったのは「自分の周りには、経験した人はいないと思う」(62.4%)で、女性では57.9%、男性では69.3%となっています。

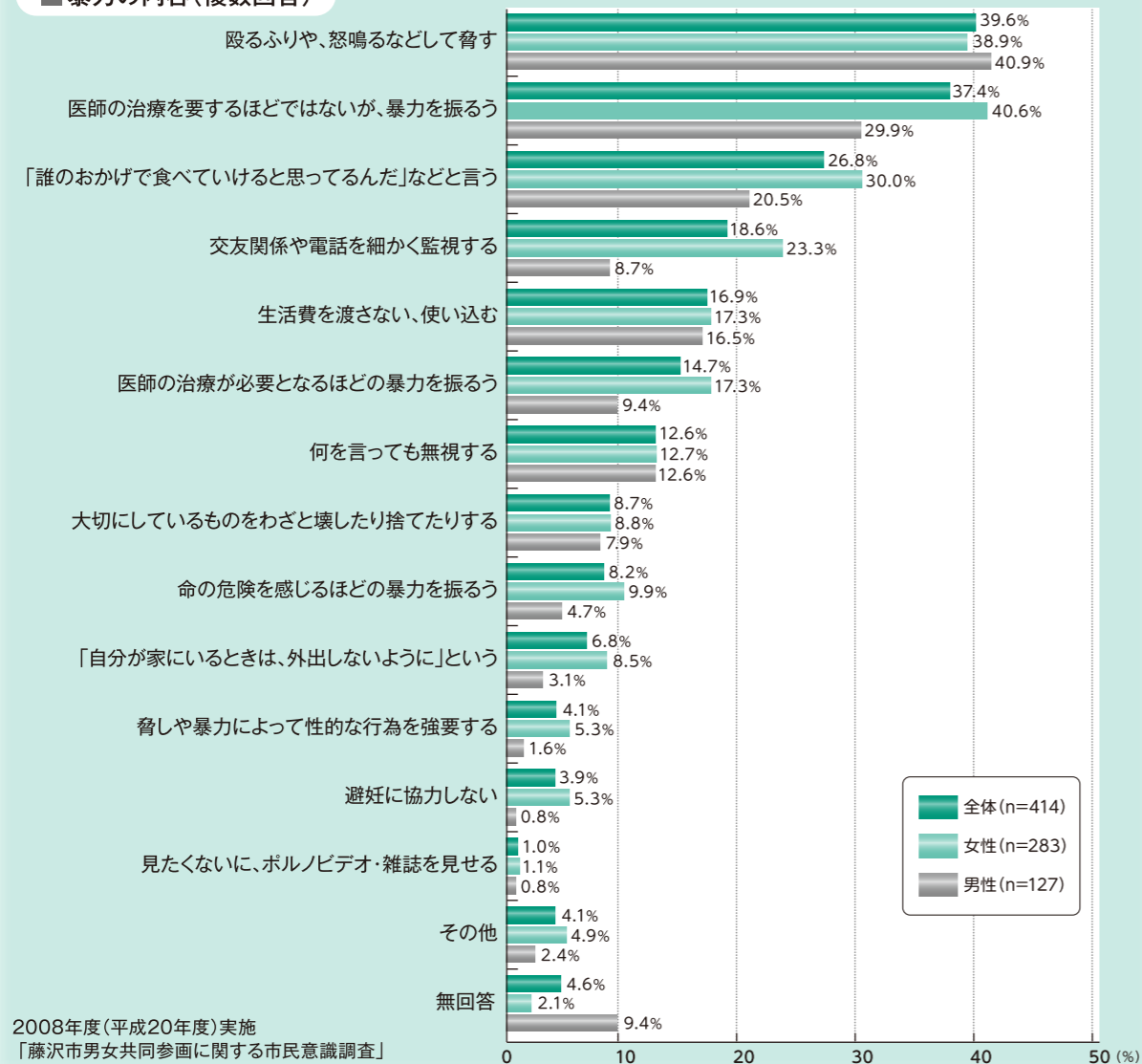
しかし、「暴力を振るわれたことがある」人は、女性が10.9%と約10人に1人の割合、男性は2.2%で約50人に1人の割合となっており、女性の被害者が多いことがわかります。

■ 暴力を振るわれたり、暴力を振るったり、身近で見聞きしたことはあるか(複数回答)



「身近に見聞きしたことがある」、「暴力を振るわれたことがある」、「暴力を振るったことがある」と回答した人に、「暴力の内容」を聞いたところ、「殴るふりや、怒鳴るなどして脅す」が39.6%と最も多く、続いて「医師の治療を要するほどではないが、暴力を振るう」(37.4%)、「『誰のおかげで食べていけると思ってるんだ』などと言う」(26.8%)となっています。

■ 暴力の内容(複数回答)



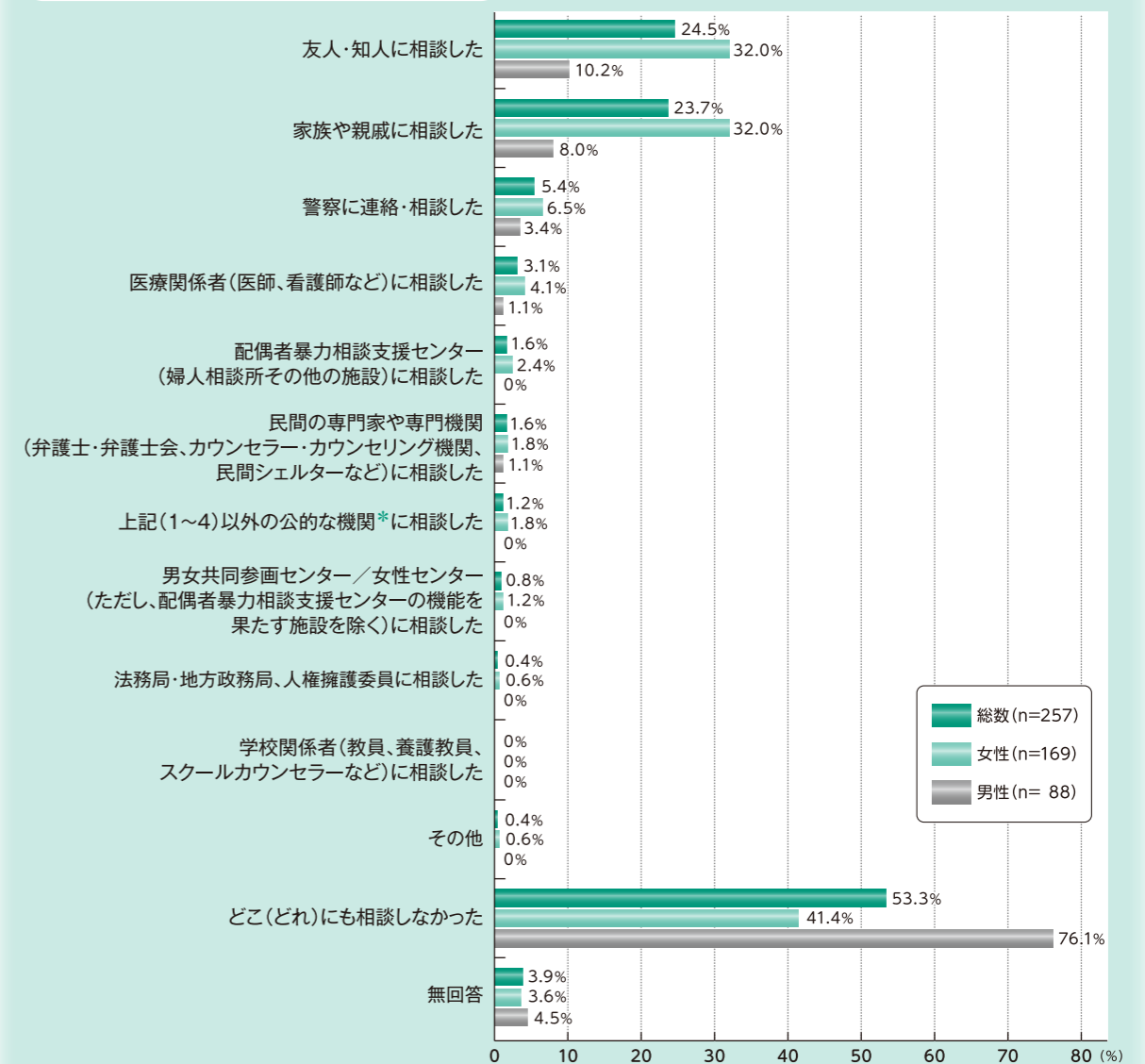
2 相談状況

(1) 相談先(全国の状況)

過去5年間に配偶者から何らかの暴力を受けた人に相談先を聞いたところ、「どこ(だれ)にも相談しなかった」という回答は女性で41.4%、男性で76.1%となりました。

相談先をみると、男女とも「友人・知人」(女性32.0%、男性10.2%)が一番多く、いずれも女性で約3割、男性で約1割となっています。次いで、「家族や親戚」(同32.0%、8.0%)、警察や配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画センター、法務局・地方法務局等の公的機関である相談機関を利用した人は、女性で0.6~6.5%、男性で0~3.4%程度となっています。

■ 配偶者からの被害の相談先(複数回答)

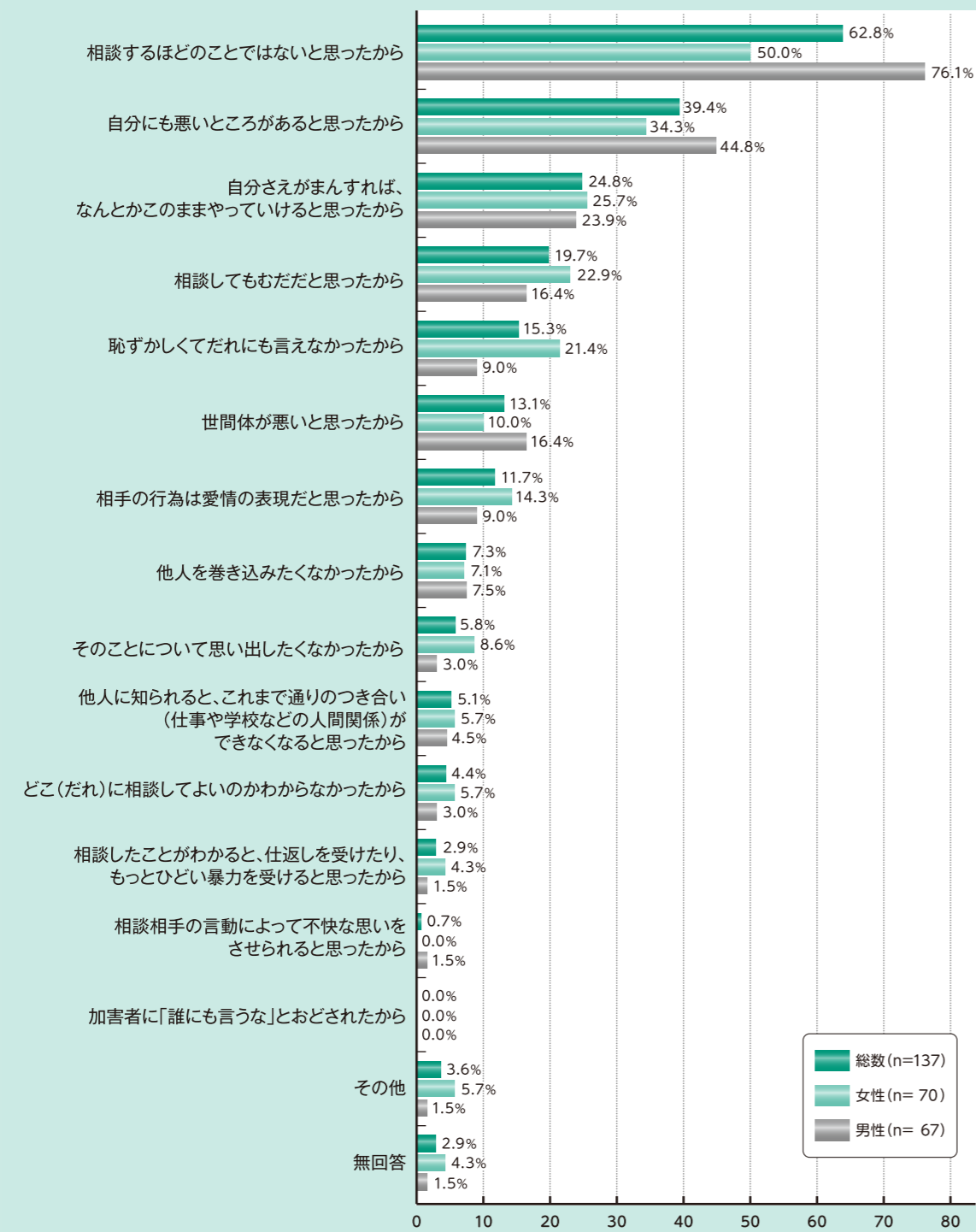


*「上記(1~4)以外の公的な機関」とは、下記以外の公的な機関を指す。

1. 配偶者暴力相談支援センター(婦人相談所その他の施設)
2. 警察
3. 法務局・地方法務局、人権擁護委員
4. 男女共同参画センター/女性センター(ただし、配偶者暴力相談支援センターの機能を果たす施設を除く)

どこ(だれ)にも相談しなかった人の相談しなかった理由をみると、「相談するほどのことではないと思ったから」(女性50.0%、男性76.1%)が最も多く、次いで「自分にも悪いところがあると思ったから」(女性34.3%、男性44.8%)となっています。

■ 相談しなかった理由(複数回答)

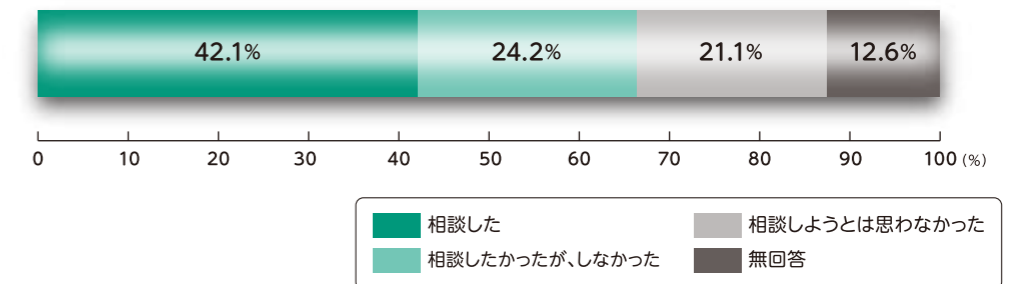


2011年度(平成23年度)実施 内閣府「男女間における暴力に関する調査」

(2) 相談先(藤沢市の状況)

「暴力を振るわれたことがある」と回答した人に、誰かに打ち明けたり、相談したかどうかを聞いたところ、「相談した」が42.1%と最も高くなっています。「相談したかったが、しなかった」が24.2%で約4人に1人の割合となっていることから、相談機関の周知が引き続き必要です。

■ 相談の有無(「暴力を振るわれたことがある(N=95)」と回答した人に質問)

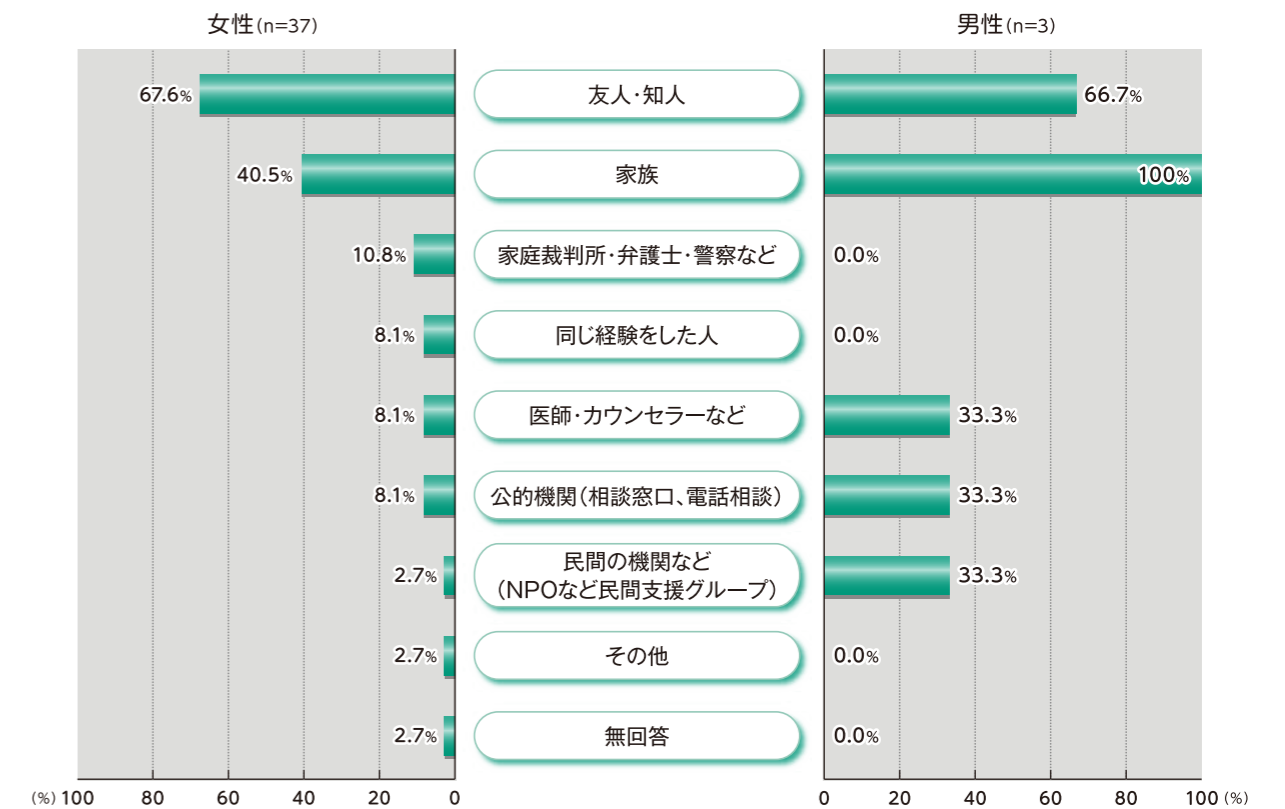


2008年度(平成20年度)実施「藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査」

また、「暴力を振るわれたことがある」と回答した人で「相談した」と回答した40人に、実際にどこ(だれ)に相談したかを聞いたところ、女性は「友人・知人」(67.6%)、「家族」(40.5%)、「家庭裁判所・弁護士・警察など」(10.8%)の順となっています。

男性は全員が「家族」に相談していることがわかります。

■ 実際にどこ(だれ)に相談したか(複数回答)



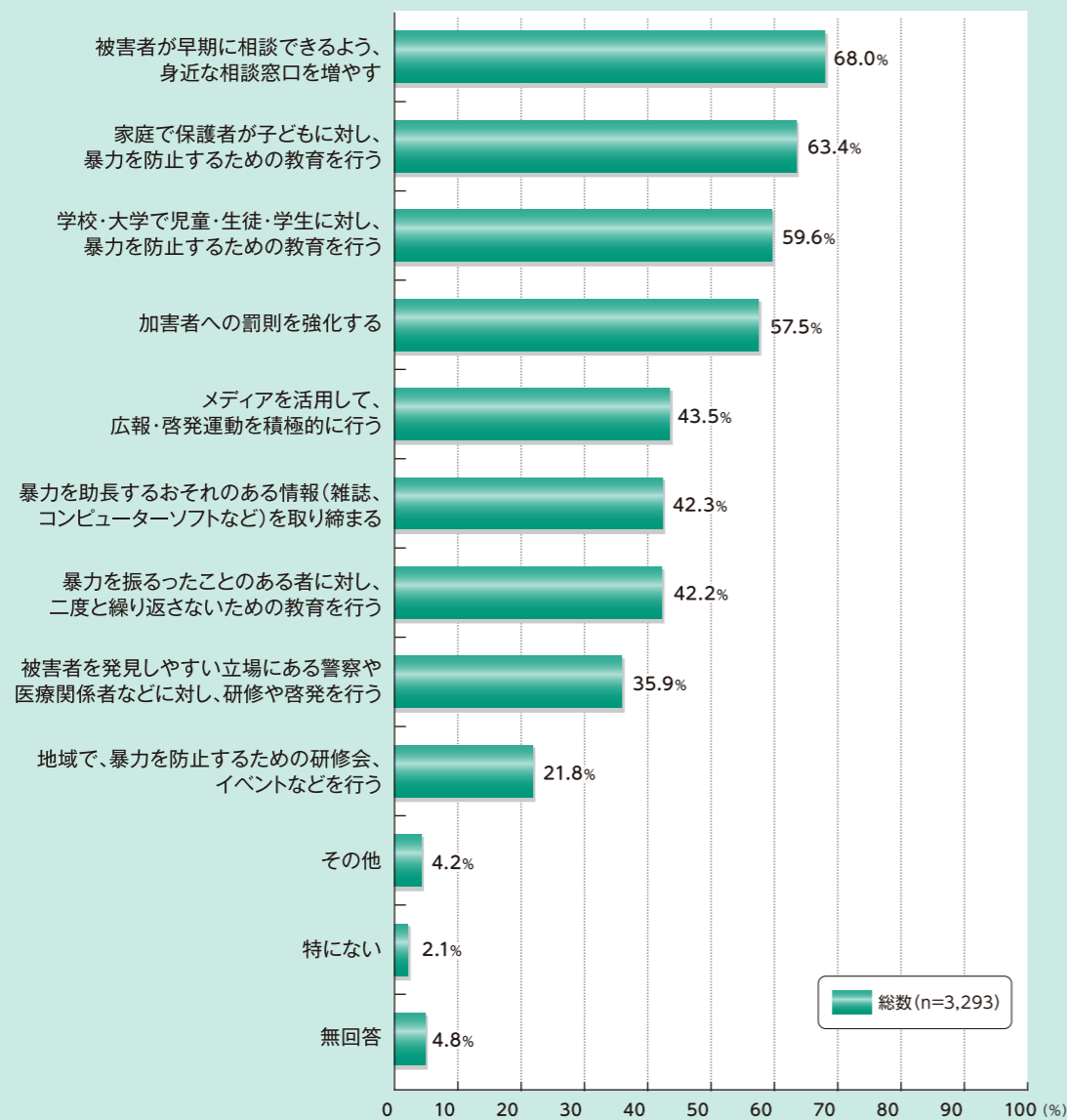
2008年度(平成20年度)実施「藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査」

3 暴力をなくすために必要なこと

(1) 全国の状況

男女間における暴力を防止するために必要だと考えることを聞いたところ、「被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす」が68.0%と最も多く、次いで「家庭で保護者が子どもに対し、暴力を防止するための教育を行う」(63.4%)、「学校・大学で児童・生徒・学生に対し、暴力を防止するための教育を行う」(59.6%)、「加害者への罰則を強化する」(57.5%)などとなっています。

■ 男女間の暴力を防止するために必要なこと(複数回答)



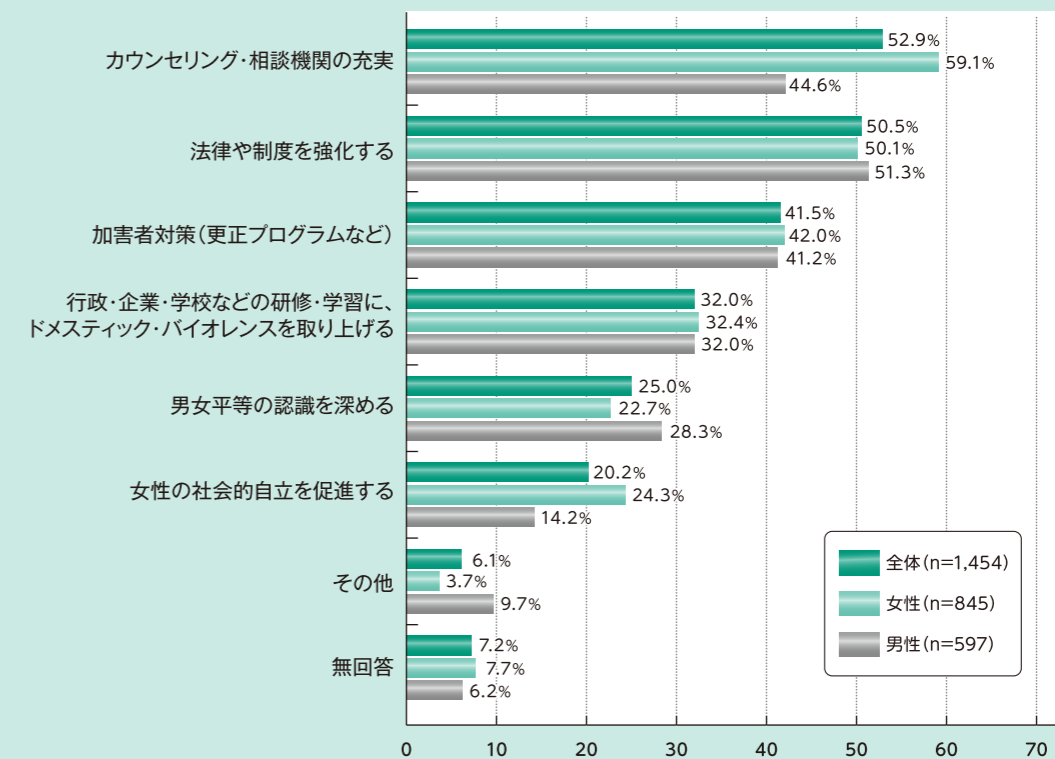
2011年度(平成23年度)実施 内閣府「男女間における暴力に関する調査」

(2) 藤沢市の状況

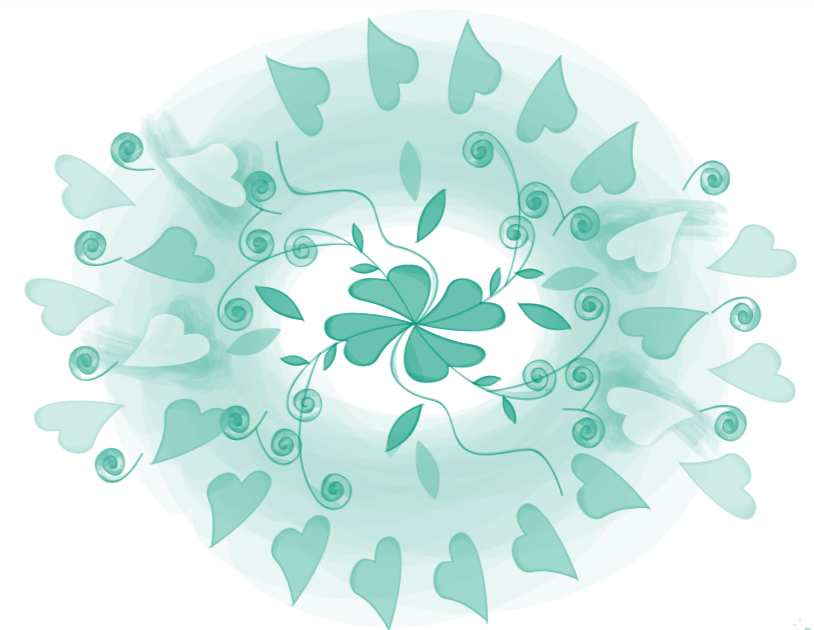
DVを防ぐために重要だと思うことを聞いたところ、「カウンセリング・相談機関の充実」が52.9%と一番多く、続いて「法律や制度を強化する」(50.5%)、「加害者対策(更正プログラムなど)」(41.5%)となっています。

男女別に見てみると、女性は上位4番目まで全体と同じですが、男性は上位2つが入れ替わり、「法律や制度を強化する」「カウンセリング・相談機関の充実」の順番になっています。

■ DVを防ぐために重要だと思うこと(3つまで選択可)



2008年度(平成20年度)実施「藤沢市男女共同参画に関する市民意識調査」



第3章 施策の体系及び内容

1 体系図

計画の内容として、5つの重点目標、その目標を実現するための14の課題、また、その課題を解決するための27の具体的事業を設けます。

※丸数字は「ふじさわ男女共同参画プラン2020」の事業番号を表しています。

重点目標	課題	具体的事業
I 暴力を容認しない社会づくり	1 あらゆる暴力防止のための啓発活動 60	1 「広報ふじさわ」や講演会の開催等による啓発
		2 情報紙「かがやけ地球」による啓発
		3 「DV相談窓口のご案内カード」の配布による相談窓口の周知
	2 男女共同参画学習の推進	4 保育園などにおける男女共同参画意識の形成 5
		5 男女平等観に立った教育課程の推進 6
		6 心身の発育・発達と性に関わる教育の推進 7
		7 性の商品化の防止 54
	3 被害の早期発見の促進	8 市内医療機関への周知
		9 民生委員、児童委員等への情報提供
II 安心して相談できる体制づくり	1 相談機能の整備・充実 51	10 各種相談の充実
	2 相談窓口の周知	11 男性被害者からの相談対応の検討
	3 相談時におけるプライバシーの保護と安全の確保 51	3 「DV相談窓口のご案内カード」の配布による相談窓口の周知(再掲: I-1)
III 安全が保証される保護体制づくり	1 一時保護に向けた支援 52	12 関係課・各相談窓口間の連携の強化
	2 安全の確保	13 神奈川県配偶者暴力相談支援センター等との連携の強化
IV 自立支援体制づくり	1 被害者への自立支援	14 一時保護における同行支援等(夜間・休日を除く)
		15 住まいの確保に向けた支援
		16 就労の支援
		17 経済的な支援
	2 子どもへの支援	18 各種制度の活用における支援
		19 心理的なケア
		20 就学・保育等支援
3 障がい者、高齢者への支援	21 関係課・関係機関の連携の強化	
4 外国人市民への支援	22 多言語による情報提供	
V 推進体制の充実	1 他機関との連携強化	23 関係機関(県・警察等)との連携強化
		24 民間団体との連携
	2 庁内における連携の強化	25 庁内連絡会議の開催 49
		26 DV対応マニュアルの作成 49
		27 職員に対する研修の実施 49

2 施策の内容

重点目標 I 暴力を容認しない社会づくり

現状と課題

「ふじさわ男女共同参画プラン2020」では、男女が互いの性を尊重し、暴力を容認しない社会風土を醸成するため、重点目標として新規に「性の尊重とあらゆる暴力の根絶」を掲げました。

特に、男女の対等な関係づくりが基盤となる男女共同参画社会の形成にとってDVIは重大な人権侵害であり、社会全体が取り組んでいかなければならない課題といえます。

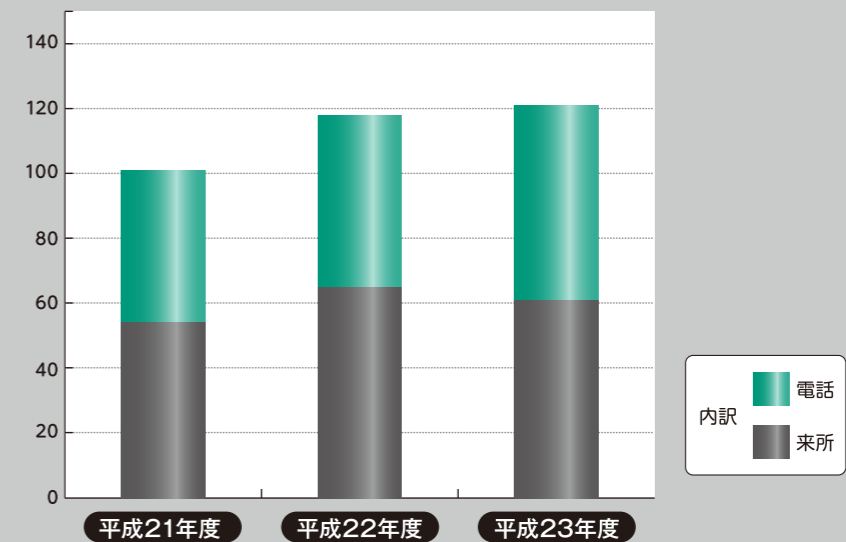
重点目標として掲げるに至った背景には、DVに関する相談が依然として増加傾向にあることが挙げられます。また、相談が複雑化・長期化していることから、暴力を容認しない社会づくりを引き続き推進しなければなりません。

一方、DV加害者を対象とした更生のための施策は、DVの再発防止の観点から重要といえますが、国においても未だ調査研究段階であることから、国や他自治体、民間団体等の調査研究等の状況について、情報収集に努める必要があります。

■ 藤沢市におけるDV相談件数

(単位=件)

	DV	内 訳	
		来 所	電 話
2009年度(平成21年度)	101	54	47
2010年度(平成22年度)	118	65	53
2011年度(平成23年度)	121	61	60



具体的な施策

課題1 あらゆる暴力防止のための啓発活動 50

DVは「犯罪」であるという意識を広め、その発生を予防・根絶するため、次の事業を通して啓発をさらに進めます。また、DV被害者が、自身への被害がDVであると気づけるよう、支援を求め手段である相談窓口に関する情報を周知します。

1 「広報ふじさわ」や講演会の開催等による啓発

「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせてDVに関する内容を「広報ふじさわ」に掲載する、また、講演会等でDVをテーマとして取り上げるなど、効果的な啓発に努めます。

2 情報紙「かがやけ地球」による啓発

市内各所に配布している情報紙「かがやけ地球」にDVに関する内容を掲載し、啓発に努めます。

3 「DV相談窓口のご案内カード」の配布による相談窓口の周知

各公民館まつりや様々なキャンペーン時に、相談窓口に関するカードを配布するなど、一層の周知に努めます。

課題2 男女共同参画学習の推進

暴力は絶対に許されないということに気づけるよう、また、性別による固定的な役割分担意識が芽生えないよう、男女平等の視点を意識した教育等を推進します。

DV防止法の対象とならない交際相手からの暴力(デートDV)が若い世代でも問題となっていることから、幼児期における教育が重要といえます。

4 保育園などにおける男女共同参画意識の形成 51

子どもの性差や個人差に留意し、性別による固定的な分担意識を植え付けないよう配慮するとともに、性について男女平等の視点から、子どもたちの成長段階に応じた指導を行います。

5 男女平等観に立った教育課程の推進 52

学校生活において、基本的人権を尊重した男女平等観を育むとともに、男女平等教育がより充実するよう推進します。

6 心身の発育・発達と性に関わる教育の推進 7

男女平等の視点から、児童・生徒の発達段階に応じて、心身の発育・発達と性に関わる教育を継続的に推進します。

7 性の商品化の防止 54

様々なキャンペーンを通して、女性を人格から切り離れたモノとする性の商品化を防止します。

課題3 被害の早期発見の促進

DV防止法第6条では、DV被害者を発見した人はその旨を通報するよう努めなければならないとされています。

また、医師その他の医療関係者は被害者を発見しやすい立場にあることから積極的な役割が期待されており、DV被害者の意思を尊重しながら通報することができるかとされています。さらには、配偶者暴力相談支援センター等の相談窓口に関する情報を提供するよう努めなければならないとされています。

このことから、DV被害者を発見しやすい医療機関や地域に密着した民生委員、児童委員等に「DV相談窓口のご案内カード」を配付するなど周知、情報提供を行います。

8 市内医療機関への周知

市内の医療機関にDV啓発冊子、「DV相談窓口のご案内カード」を配付し、DVに関して周知します。

9 民生委員、児童委員等への情報提供

「DV相談窓口のご案内カード」の配付等を通して、情報提供に努めます。



重点目標Ⅱ 安心して相談できる体制づくり

現状と課題

本市では、DV被害を含めた女性に関する電話相談、面接相談を福祉事務所、福祉保健総合相談室、人権擁護委員による相談窓口で受けています。近年、DVに関する相談内容が複雑化・長期化しており、被害者の様々な状況に応じた相談体制の整備・充実が必要です。

DV被害を受けた男性からの相談については、神奈川県配偶者暴力相談支援センターで行っている男性被害者相談窓口につないでいますが、本市における相談についても検討が必要です。

また、相談者が安心して相談を受けられるよう安全を確保するとともに、プライバシーに十分配慮することが求められます。

具体的な施策

課題1 相談機能の整備・充実 ⑤1

各種相談窓口と連携することにより、的確かつ迅速な対応を図ります。また、DV被害者がそれぞれの窓口で事情を説明する負担を軽減できるよう密接な連携に努めます。

10 市政相談、一般相談、子どもに関する総合相談、こども発達相談、青少年相談、福祉保健総合相談、女性相談の充実

各相談窓口でDVに関係する内容があったときには、連携して的確かつ迅速な対応を図ります。

11 男性被害者からの相談対応の検討

男性被害者からの相談について、対応を検討していきます。

課題2 相談窓口の周知

DV被害者が相談したいときに相談しやすいよう、支援を求める手段である相談窓口に関する情報を周知します。

3 「DV相談窓口のご案内カード」の配布による相談窓口の周知

各公民館まつりや様々なキャンペーン時に、相談窓口に関するカードを配布するなど、一層の周知に努めます。(再掲：I-1)

課題3 相談時におけるプライバシーの保護と安全の確保 ⑤1

相談時におけるプライバシーの保護に努めるとともに、相談者及び相談員の安全を確保することが必要です。

12 関係課・各相談窓口間の連携の強化

DV被害者に関する情報の保護と管理を徹底し、プライバシーの保護に努めるとともに、関係課・各相談窓口間の連携を強化することにより、DV被害者が別の窓口等に移動する際の安全を確保します。

重点目標Ⅲ 安全が保証される保護体制づくり

現状と課題

近年、緊急に保護を必要とするケースが増えていますが、DV被害者が安心して保護を受けられるよう、迅速かつ広域的な対応を図るとともに、DV被害者の安全を確保することが必要です。

具体的な施策

課題1 一時保護に向けた支援 ⑤2

緊急に保護を要するDV被害者の一時保護について、連携を図り支援を行います。

13 神奈川県配偶者暴力相談支援センター等との連携の強化

広域的な対応を図るため、神奈川県配偶者暴力相談支援センター等との連携を強化します。

課題2 安全の確保

緊急時におけるDV被害者の安全を確保するために必要な支援を行います。

14 一時保護における同行支援等

DV被害者の安全を確保するため、状況に応じて同行支援を実施します。

重点目標Ⅳ 自立支援体制づくり

現状と課題

DV防止法第8条の3では、福祉事務所は「被害者の自立支援について、生活保護法、児童福祉法、母子及び寡婦福祉法その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない」とされています。

DV被害者が安心して生活できるよう各種制度を活用した、切れ目ない支援が必要です。

具体的な施策

課題1 被害者への自立支援

DV被害者がこれまでの生活の場を離れ、新たな場所で自立した生活を送ることができるよう支援を行います。

15 住まいの確保に向けた支援

各機関と連携を取りながら、DV被害者の住まいの確保に向けた支援を行います。

16 就労の支援

様々な就労支援に関する情報を提供するとともに、DV被害者の状況に応じた支援を行います。

17 経済的な支援

DV被害者自身の意思を確認しながら、必要に応じて生活保護制度を活用するなど支援を行います。

18 各種制度の活用における支援

住民基本台帳、健康保険など各種制度の活用について支援を行います。

課題2 子どもへの支援

DVを身近に見てきた子どもは、心理的な影響だけでなく健康面や教育の面でも影響を受けると言われています。

また、子どもの目の前で行われるDVは、児童虐待の防止等に関する法律に基づく心理的虐待にあたることから、心のケアが必要です。

また、子どもの就学・保育等に関する手続きについてスムーズな対応に努めるとともに、必要な情報を提供します。

19 心理的なケア

関係各課、児童相談所等と連携し、心理的なケアの充実を図ります。

20 保育・就学等支援

円滑に入退園、就学・転校手続きができるよう、関係各課等で連携を図ります。

課題3 障がい者、高齢者への支援

障がい者、高齢者に対しては、それぞれの状況を十分に配慮する必要があることから、連携を強化し必要な支援を行います。

21 関係各課・関係機関の連携の強化

障がい者、高齢者へのDVはそれぞれ障がい者虐待、高齢者虐待と関連があるため、関係各課・関係機関がさらに連携して必要な支援を行います。

課題4 外国人市民への支援

外国人のDV被害者は、言葉や文化の違いにより社会の中で孤立しやすいことから、必要な情報の提供に努めます。

22 多言語による情報提供

相談窓口など多言語によるDVに関する情報提供に努めます。

重点目標 V 推進体制の充実

現状と課題

DVIは広域的な対応かつ様々な機関との連携が不可欠であり、DV防止法第9条においても各機関が「相互に連携を図りながら協力するよう努めるもの」とされています。

また、庁内においてもDV被害者へ適切な対応を行うためには、関係各課による連絡会議の開催等、より一層の協力体制が必要です。

具体的な施策

課題1 他機関との連携強化

広域的な連携体制の整備に努め、計画の推進に向けて一層連携を強化するとともに、民間団体とも連携を図ります。

23 関係機関(県・警察等)との連携強化

警察、県、他市町で構成する会議を定期的で開催し、協力体制を強化します。

24 民間団体との連携

より充実した支援を行えるよう、民間団体との連携強化を図ります。

課題2 庁内における連携の強化

庁内の関係各課の連携を深め、DVIに関する総合的な支援体制を整えていきます。

25 庁内連絡会議の開催 ④9

庁内連絡会議を定期的で開催するとともに、関係各課が共通認識を持てるよう機能させていきます。

26 DV対応マニュアルの作成 ④9

関係各課職員が適切に対応できるよう、マニュアルを作成します。

27 職員に対する研修の実施 ④9

DV被害者へ適切な支援を行えるよう継続して、研修を実施します。

第4章

4 計画の推進体制

1 推進体制

「ふじさわDV防止・被害者支援計画」を推進していくため、次の体制によりすすめていきます。

(1) ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会

男女共同参画社会の実現に向けて、また、「ふじさわ男女共同参画プラン2020」の総合的、効果的推進に資するよう設置されている「ふじさわ男女共同参画プラン推進協議会」において、本計画の進捗状況等について確認します。

(2) 庁内DV対応ネットワーク会議

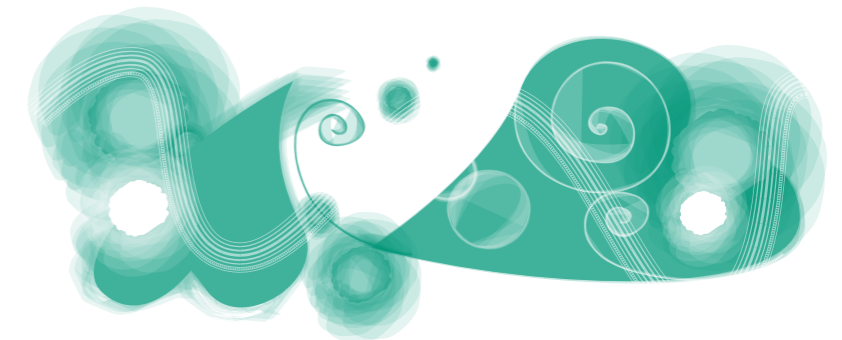
庁内関係各課が必要な連携調整を行い、また、的確な初期対応ができるよう、会議を定期的で開催するとともに、関係各課が共通認識を持てるよう機能させていきます。

(3) 関係機関との連携

神奈川県立かながわ女性センターをはじめ、関係機関と連携を図るとともに、茅ヶ崎市、寒川町との2市1町のネットワーク等近隣自治体との連携による協力体制により計画の推進を図ります。

(4) 民間団体との連携

より充実した支援を行えるよう、民間団体との連携を強化し、計画の推進を図ります。
また、その他の多様な主体とも連携して、それぞれが持つ資源やノウハウを生かした取り組みを進めます。



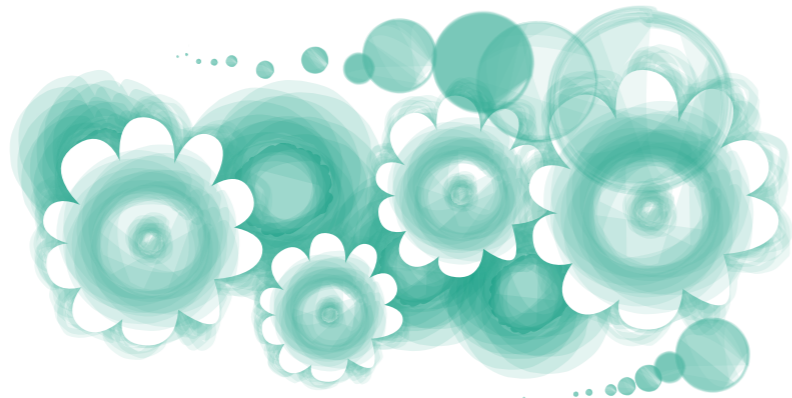
重点目標4「性の尊重とあらゆる暴力の根絶」を実現するための 担い手の役割と方向性

ふじさわ男女共同参画プラン2020抜粋

担い手	その役割と方向性
市民	お互いの人権を尊重し、常に相手を思いやる心をもって、あらゆる暴力を絶対にしない、許さないという意識の醸成に努めます。
市民ボランティア	あらゆる暴力の根絶に対する環境づくりと被害者の精神的安定の支援に努めます。
NPO	DVや性犯罪など、あらゆる暴力防止のための意識啓発活動に努めます。
大学	あらゆる暴力の根絶のためにその実態を解明するとともに、より効果的な社会的対応策の提案に努めます。
企業	セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントを未然に防げるよう、社内体制の整備徹底をめざします。
行政	DVやセクシュアル・ハラスメント防止をPRするとともに、被害者の相談支援体制の拡充を図ります。

2 実施状況の公表

この計画に基づく施策については、年度ごとに実施状況を公表します。



第5章 資料

1. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律 (DV防止法)

前文

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとしている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第5項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第1項及び第3項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第1項の都道府県基本計画及び同条第3項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

- (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - (2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - (3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - (1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - (2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - (3) 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - (4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - (5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - (6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。
- 3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。
- 4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。))が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。))により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。))により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。))に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- (1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。))その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - (2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- (1) 面会を要求すること。
 - (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

- 3 第1項本文に規定する場合において、被害者とその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。))と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者とその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。))、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。))の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者とその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害を加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。))その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。
- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。))の同意(当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

- 第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。
- 2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
 - (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

- 第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令(以下「保護命令」という。))の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。
- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
 - (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - (3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - (4) 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情
 - (5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

- イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称
 - ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所
 - ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容
 - ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容
- 2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治41年法律第53号)第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあつては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。
- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があつた場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があつたときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

- 第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあつた場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあつては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあつては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。
- 2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

- 第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあつたときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。
- 2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- (1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)
- (2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用
- (3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- (4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。
 - (1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの
 - (2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第6章 罰則

第29条 保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附則〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第3条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成16年法律第64号〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第10条第1項第2号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則〔平成19年法律第113号〕〔抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(概要)

第1 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

- 1 基本的な考え方
配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害である。
- 2 我が国の現状
平成13年4月、法が制定され、平成16年5月には、法改正が行われ、平成16年12月に施行されるとともに、基本方針が策定された。平成19年7月に法改正が行われ、平成20年1月11日に施行された。
- 3 基本方針並びに都道府県基本計画及び市町村基本計画
 - (1) 基本方針
基本方針は、都道府県基本計画及び市町村基本計画の指針となるべきものである。
 - (2) 都道府県基本計画及び市町村基本計画
基本計画は、第一線で中心となって施策に取り組む地方公共団体が策定するものである。策定に当たっては、それぞれの都道府県又は市町村の状況を踏まえた計画とするとともに、都道府県と市町村の役割分担についても、基本方針を基に、地域の実情に合った適切な役割分担となるよう、あらかじめ協議することが必要である。被害者の立場に立った切れ目のない支援のため、都道府県については、被害者の支援における中核として、一時保護等の実施、市町村への支援、職務関係者の研修等広域的な施策等、市町村については、身近な行政主体の窓口として、相談窓口の設置、緊急時における安全の確保、地域における継続的な自立支援等が基本的な役割として考えられる。

第2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

- 1 配偶者暴力相談支援センター
都道府県の支援センターは、都道府県における対策の中核として、処遇の難しい事案への対応や専門的・広域的な対応が求められる業務にも注力することが望ましい。市町村の支援センターは、身近な行政主体における支援の窓口として、その性格に即した基本的な役割について、積極的に取り組むことが望ましい。また、民間団体と支援センターとが必要に応じ、機動的に連携を図りながら対応することが必要である。
- 2 婦人相談員
婦人相談員は、被害者に関する各般の相談に応じるとともに、その態様に応じた適切な援助を行うことが必要である。
- 3 配偶者からの暴力の発見者による通報等
 - (1) 通報
都道府県及び市町村は、被害者を発見した者は、その旨を支援センター又は警察官に通報するよう努めることの周知を図ることが必要である。医師その他の医療関係者等は、被害者を発見した場合には、守秘義務を理由にためらうことなく、支援センター又は警察官に対して通報を行うことが必要である。
 - (2) 通報等への対応
支援センターにおいて、国民から通報を受けた場合は、通報者に対し、被害者に支援センターの利用に関する情報を教示してもらうよう協力を求めることが必要である。医療関係者から通報を受けた場合は、被害者の意思を踏まえ、当該医療機関に出向く等により状況を把握し、被害者に対して説明や助言を行うことが望ましい。警察において、配偶者からの暴力が行われていると認められた場合は、暴力の制止に当たるとともに、応急の救護を要すると認められる被害者を保護することが必要である。

平成20年1月11日
内閣府、国家公安委員会、
法務省、厚生労働省告示第1号
平成24年8月1日 一部改正

4 被害者からの相談等

(1) 配偶者暴力相談支援センター

電話による相談があった場合は、その訴えに耳を傾け、適切な助言を行うこと、また、面接相談を行う場合は、その話を十分に聴いた上で、どのような援助を求めているのかを把握し、問題解決に向けて助言を行うことが必要である。

(2) 警察

相談に係る事案が刑罰法令に抵触すると認められる場合には、被害者の意思を踏まえ捜査を開始するほか、刑事事件として立件が困難であると認められる場合であっても、加害者に対する指導警告を行うなどの措置を講ずることが必要である。被害者から警察本部長等の援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、国家公安委員会規則で定めるところにより、必要な援助を行うことが必要である。

(3) 人権擁護機関

支援センター、警察等と連携を図りながら、被害者に必要な助言、婦人相談所等一時保護施設への紹介等の援助をし、暴力行為に及んだ者等に対しては、これをやめるよう、説示、啓発を行うことが必要である。

5 被害者に対する医学的又は心理学的な援助等

(1) 被害者に対する援助

婦人相談所において、医師、心理判定員等、支援にかかわる職員が連携して被害者に対する医学的又は心理学的な援助を行うことが必要である。また、被害者が、地域での生活を送りながら、身近な場所で相談等の援助を受けられるよう、支援センターは、カウンセリングを行うことや適切な相談機関を紹介するなどの対応を採ることが必要である。

(2) 子どもに対する援助

児童相談所において、医学的又は心理学的な援助を必要とする子どもに対して、精神科医や児童心理司等が連携を図りながら、カウンセリング等を実施することが必要である。また、学校及び教育委員会並びに支援センターは、学校において、スクールカウンセラー等が相談に応じていること等について、適切に情報提供を行うことが必要である。

(3) 医療機関との連携

支援センターは、被害者本人及びその子どもを支援するに当たって、専門医学的な判断や治療を必要とする場合は、医療機関への紹介、あっせんを行うことが必要である。

6 被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等

(1) 緊急時における安全の確保

婦人相談所の一時保護所が離れている等の場合において、緊急に保護を求めてきた被害者を一時保護が行われるまでの間等に適当な場所にかくまう、又は避難場所を提供すること等の緊急時における安全の確保は、身近な行政主体である市町村において、地域における社会資源を活用して積極的に実施されることが望ましい。

(2) 一時保護

一時保護は、配偶者からの暴力を避けるため緊急に保護すること等を目的に行われるものであるから、夜間、休日を問わず、一時保護の要否判断を速やかに行う体制を整えることが必要である。また、それぞれの被害者の状況等を考慮し、被害者にとって最も適当と考えられる一時保護の方法及び施設を選定することが必要である。

(3) 婦人保護施設等

婦人保護施設は、適切な職員を配置し、心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うことが必要である。母子生活支援施設は、適切な職員を配置し、子どもの保育や教育等を含め、母子について心身の健康の回復や生活基盤の安定化と自立に向けた支援を行うとともに、退所後についても相談その他の援助を行うことが必要である。

(4) 広域的な対応

都道府県域を越えて一時保護・施設入所がなされる広域的な対応も増加しており、これら地方公共団体間の広域的な連携を円滑に実施することが必要である。

7 被害者の自立の支援

(1) 関係機関等との連絡調整等

支援センターが中心となって関係機関の協議会等を設置し、関係機関等の相互の連携体制について協議を行うとともに、各機関の担当者が参加して、具体的な事案に即して協議を行う場も継続的に設けることが望ましい。また、手続の一元化や同行支援を行うことにより、被害者の負担の軽減と、手続の円滑化を図ることが望ましい。

(2) 被害者等に係る情報の保護

支援センターは、住民基本台帳の閲覧等に関し、被害者を保護する観点から、加害者からの請求については閲覧させない等の措置が執られていることについて、情報提供等を行うことが必要である。また、住民基本台帳からの情報に基づき事務の処理を行う関係部局においては、閲覧等の制限の対象となっている被害者について、特に厳重に情報の管理を行うことが必要である。

(3) 生活の支援

福祉事務所及び母子自立支援員においては、法令に基づき被害者の自立支援を行うことが必要である。福祉事務所においては、生活保護の申請を受けて、扶養義務者に対して扶養の可能性を調査する際の方法や範囲等に関し、被害者の安全確保の観点から適切に配慮することが必要である。

(4) 就業の支援

公共職業安定所や職業訓練施設においては、被害者一人一人の状況に応じたきめ細かな就業支援に積極的に取り組むことが必要である。また、子どものいる被害者については、母子家庭等就業・自立支援センターにおける就業相談等の活用についても積極的に促すことが必要である。

(5) 住宅の確保

公営住宅の事業主体において、被害者の自立支援のため、公営住宅の優先入居や目的外使用等の制度が一層活用されることが必要である。また、都道府県等においては、身元保証人が得られないことでアパート等の賃借が困難となっている被害者のための身元保証人を確保するための事業の速やかな普及を図ることが望ましい。

(6) 医療保険

被害者が被害を受けている旨の証明書を持って保険者に申し出ることにより、健康保険における被扶養者又は国民健康保険組合における組合員の世帯に属する者から外れること、また、第三者行為による傷病についても、保険診療による受診が可能であること等の情報提供等を行うことが必要である。

(7) 年金

被害者が年金事務所において手続をとることにより、国民年金原簿等に記載されている住所等が知られることのないよう、秘密の保持に配慮した取扱いが行われること等について、情報提供等を行うことが必要である。

(8) 子どもの就学・保育等

支援センターは、被害者等の安全の確保を図りつつ、子どもの教育を受ける権利が保障されるよう、教育委員会、学校と連絡をとるとともに、被害者に対し、必要な情報提供を行うことが必要である。国においては、市町村に対し、保育所への入所については、母子家庭等の子どもについて、保育所入所の必要性が高いものとして優先的に取り扱う特別の配慮を引き続き求めるよう努める。また、支援センターにおいては、住民票の記載がなされていない場合であっても、予防接種や健診が受けられることについて、情報提供等を行うことが必要である。

(9) その他配偶者暴力相談支援センターの取組

離婚調停手続等について各種の法律相談窓口を紹介するなど、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずることが望ましい。資力の乏しい被害者が無料法律相談等民事法律扶助制度を利用しやすくするため、日本司法支援センターに関する情報の提供を行うことが望ましい。また、住民票の記載がなされていない場合の介護給付等の扱いについて情報提供を行うことが必要である。

8 保護命令制度の利用等

(1) 保護命令制度の利用

被害者が保護命令の申立てを希望する場合には、申立先の裁判所や申立書等の記入方法等についての助言を行うとともに、保護命令の手続の中で、申立書や添付した証拠書類の写し等が裁判所から相手方に送付されること等について、被害者に対し説明することが必要である。

(2) 保護命令の通知を受けた場合の対応

ア 警察

速やかに被害者と連絡を取り、被害者の意向を確認した上で被害者の住所又は居所を訪問するなどして、緊急時の迅速な通報等について教示することが必要である。また、加害者に対しても、保護命令の趣旨及び保護命令違反が罪に当たることを認識させ、保護命令が確実に遵守されるよう指導警告等を行うことが必要である。

イ 配偶者暴力相談支援センター

速やかに被害者と連絡を取り、安全の確保や、親族等への接近禁止命令が出された場合には、当該親族等へその旨連絡すること等、保護命令発令後の留意事項について情報提供を行うことが必要である。また、警察と連携を図って被害者の安全の確保に努めることが必要である。

9 関係機関の連携協力等

(1) 連携協力の方法

被害者の支援のためには、関係機関が共通認識を持ち、日々の相談、一時保護、自立支援等様々な段階において、緊密に連携しつつ取り組むことが必要である。

(2) 関係機関による協議会等

関係部局や機関の長により構成される代表者会議、被害者の支援に直接携わる者により構成される実務者会議、実際の個別の事案に対応する個別ケース検討会議等、重層的な構成にすることが望ましい。参加機関としては、都道府県又は市町村の関係機関はもとより、関係する行政機関、民間団体等について、地域の実情に応じ、参加を検討することが望ましい。

(3) 関連する地域ネットワークの活用

関連の深い分野における既存のネットワークとの連携や統合により、関連施策との連携協力を効果的かつ効率的に進めることについても、検討することが望ましい。

(4) 広域的な連携

市町村又は都道府県の枠を越えた関係機関の広域的な連携が必要になる場合も考えられることから、あらかじめ、近隣の地方公共団体と連携について検討しておくことが望ましい。

10 職務関係者による配慮・研修及び啓発

(1) 職務関係者による配慮

職務関係者は、配偶者からの暴力の特性等を十分理解した上で、被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。特に被害者と直接接する場合は、被害者に更なる被害(二次的被害)が生じることのないよう配慮することが必要である。職務を行う際は、被害者等に係る情報の保護に十分配慮することが必要である。また、被害者には、外国人や障害者である者等も当然含まれていること等に十分留意しつつ、それらの被害者の立場に配慮して職務を行うことが必要である。

(2) 職務関係者に対する研修及び啓発

研修及び啓発の実施に当たっては、配偶者からの暴力の特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう配慮することが必要である。特に、被害者と直接接する立場の者に対する研修及び啓発においては、二次的被害の防止の観点が重要である。

11 苦情の適切かつ迅速な処理

関係機関においては、申し出られた苦情について、誠実に受け止め、適切かつ迅速に処理し、必要に応じ、職務の執行の改善に反映するとともに、可能な限り処理結果について申立人に対する説明責任を果たすことが望ましい。

12 教育啓発

(1) 啓発の実施方法と留意事項

啓発の実施に際しては、関係機関が連携協力して取り組むことが効果的だと考えられる。啓発を通じて、地域住民に対して、配偶者からの暴力に関する的確な理解と協力が得られるよう努めることが必要である。

(2) 若年層への教育啓発

配偶者からの暴力の防止に資するよう、学校・家庭・地域において、人権尊重の意識を高める教育啓発や男女平等の理念に基づく教育等を促進することが必要である。

13 調査研究の推進等

(1) 調査研究の推進

国においては、加害者の更生のための指導の方法に関する調査研究について、いかに被害者の安全を高めるか等をその目的とするよう留意して、配偶者からの暴力に関する加害者に対する指導等の実施に向けた調査研究の推進に努める。また、被害者の心身の健康を回復させるための方法等について、配偶者からの暴力の被害の実態把握や被害者の自立支援に寄与するため、調査研究の推進に努める。

(2) 人材の育成等

関係機関は、被害者の支援に係る人材の育成及び資質の向上について、職務関係者に対する研修等を通じ、十分配慮することが必要である。

14 民間の団体に対する援助等

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るためには、国、都道府県及び市町村と、民間団体等とが緊密に連携を図りながら、より効果的な施策の実施を図っていくことが必要である。どのような連携を行うかは、それぞれの地域の実情と民間団体等の実態等を踏まえ、それぞれの都道府県又は市町村において判断することが望ましい。

第3 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

1 基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価

国及び地方公共団体における施策の実施状況等を把握するとともに、基本方針に基づく施策の実施状況に係る評価を適宜行い、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 基本計画の策定・見直しに係る指針

(1) 基本計画の策定

基本計画の策定に際しては、その地域における配偶者からの暴力をめぐる状況や施策の実施状況を把握することが必要である。策定に当たっては、基本方針に掲げた各項目の関係部局が連携して取り組むことが望ましい。また、被害者の支援に取り組む民間団体等広く関係者の意見を聴取することが望ましい。

(2) 基本計画の見直し等

基本計画については、基本方針の見直しに合わせて見直すことが必要である。なお、計画期間内であっても、新たに基本計画に盛り込むべき事項が生じるなどの場合は、必要に応じ、基本計画を見直すことが望ましい。

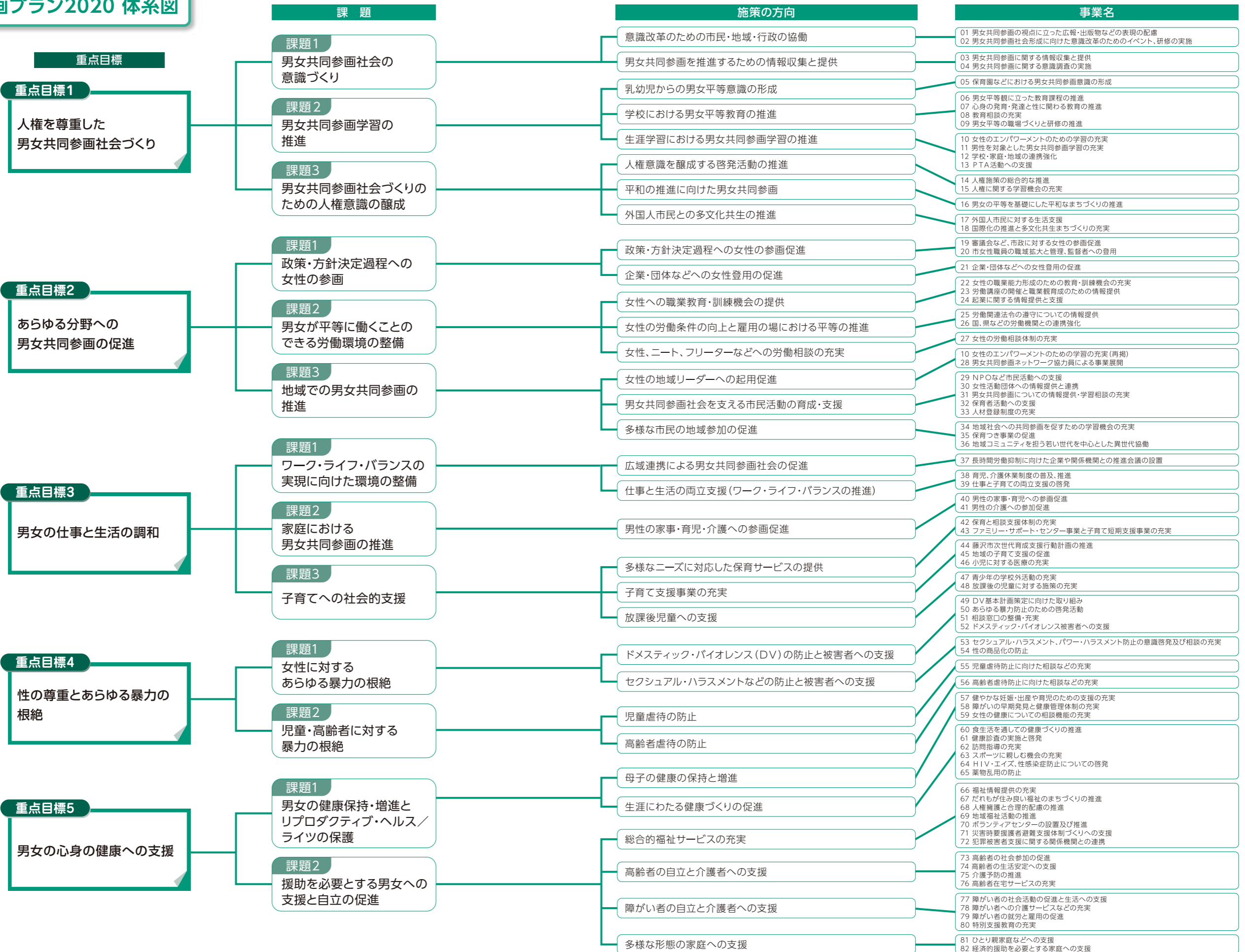
ふじさわ男女共同参画プラン2020 体系図

将来像

男女で共に創ろう豊かなまち「湘南ふじさわ」

基本理念

- 誰もが健康で豊かに暮らせる充実した社会環境を実現する
- 男女が互いに認め育て合う共に生きる社会を実現する
- 人権を尊重した男女共同参画社会を実現する





ふじさわDV防止・被害者支援計画

2013年(平成25年)3月

● 編集・発行

藤沢市経営企画部共生社会推進課
〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1

● デザイン・装丁

(有)アート稲元